

# 大分県報

平成二十九年  
第二八八七号  
六月六日

（火曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正……………一

### 告示

救急病院等の認定……………一

青少年に有害な興行の指定……………一

特定非営利活動法人の設立認証申請……………二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………二

### 公告

開発行為の完了……………二

土地改良区の役員就退任（二件）……………三

落札者等の公示（二件）……………四

競争入札参加者の資格に関する公示……………五

総合評価一般競争入札の実施……………六

### ○人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月六日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

### 大分県人事委員会規則第十号

#### 職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「会計管理者」の下に「理事（人事委員会

平成二十九年六月六日

大分県報（人事委員会規則・告示）

一

が指定する職にあるもの」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員給与の支給等に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

### ○告示

#### 大分県告示第三百五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十九年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	湯布院病院	由布市湯布院町川南二五二	平二九・六・一から 平三二・五・三まで
救急病院	杵築中央病院	杵築市大字杵築一二〇番地	平二九・六・一から 平三二・五・三まで
救急病院	鈴木病院	速見郡日出町三九〇四番六	平二九・六・一から 平三二・五・三まで

#### 大分県告示第三百五十三号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十九年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由

平二九・五・二四	映画	愛Robot したたる淫行知能	オーピー映画	著しく青年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	私の妻を抱いてください	新東宝映画	
〃	〃	恋愛図鑑 フってフラれて、でも濡れて	オーピー映画	
〃	〃	絶頂家族 愛人だらけ	オーピー映画	
〃	〃	若妻 巨乳でご奉仕	新東宝映画	

大分県告示第三百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十九年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年五月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 KUKULU
- 三 代表者の氏名  
釘 宮 謙 悟
- 四 主たる事務所の所在地  
竹田市久住町
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、久住地域を中心に生活する交通手段の無い住民に対し、買い物や医療機関への定期通院など移動サービス事業を実施し、サービスや支援が可能な法人・団体等と連携しながら、住民の様々なニーズに応える活動を行う。又、住民同士が顔を合わせ、つながりを深める事のできる拠点づくりを行い、二人になっても安心して暮らせる町づくり」を実現する事を目的とする。

大分県告示第三百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十九年五月二十二日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 OKYさわやかスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名  
清 塚 祐 一
- 四 主たる事務所の所在地  
杵築市山香町大字野原七百番五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に杵築市を中心とした地域住民に対して、子供から高齢者まで、いつでもどこでもいつまでも気軽にスポーツ活動、文化活動に参加できる環境、スポーツ振興、健康づくりに関する事業を行い、生涯スポーツの推進、青少年の健全育成や健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容  
会議に関する事項の変更  
資産及び会計に関する事項の変更  
公告の方法に関する事項の変更

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十九年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
豊後大野市三重町芦刈津留前四百八十一番十八及び四百八十一番七十九並びに四百八

		十一番八十七及び四百八十一番八十八の一部 二 開発区域の面積 四千七百七十四・八九平方メートル 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 完了検査年月日 平成二十九年五月十九日 ~~~~~ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、昭和宮三 土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり 届出があった。 平成二十九年六月六日 大分県知事 広瀬勝貞 （退任役員）	
役名	氏名	住 所	
理 事	三代 吾郎	豊後大野市清川町三玉一〇二九番地	
"	渡邊 久洋	" 清川町六種一八八番地	
"	日小田 浩康	〇五号 " 三重町浅瀬三七〇三番地四市営菅尾住宅A一	
"	佐藤 清	" 清川町三玉三二九番地	
"	工藤 吉喜	" 清川町三玉三一四番地	
"	衛藤 裕之	" 清川町三玉一二四四番地	
"	高瀬 智樹	" 清川町三玉一四三五番地五	
監 事	甲斐 治英	" 清川町三玉二九三番地	
"	日小田 和生	大分市南春日町六番四五―五〇三号	
（就任役員） 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富水溜池 土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとお り届出があった。 平成二十九年六月六日 大分県知事 広瀬勝貞 （退任役員）			
役名	氏名	住 所	
理 事	日小田 孝一	豊後大野市清川町六種一四〇番地一	
"	日小田 浩康	〇五号 " 三重町浅瀬三七〇三番地四市営菅尾住宅A一	
"	和田 正良	" 清川町三玉三三三番地	
"	指原 孝清	" 清川町三玉三三五番地	
"	三代 晴康	" 清川町三玉一〇二四番地二	
"	高橋 元幸	" 清川町三玉一七一一番地	
"	堀 幸夫	" 清川町三玉一五〇〇番地二	
監 事	吉野 俊一	" 三重町小坂四〇二四番地四六	
"	河野 成人	" 清川町三玉三六二番地	
役名	氏名	住 所	
理 事	阿南 節夫	速見郡日出町大字藤原七六八番地	
"	吉野 昭英	" 大字藤原三一三一番地	
"	立花 恒男	" 大字藤原四四六七番地	
"	河野 文男	" 大字藤原三九〇七番地二	
"	後藤 嘉信	" 大字藤原三五六六番地	

平成二十九年六月六日

大分県報（公告）

役名	氏名	住	所
理事	目代 玉喜	速見郡日出町大字藤原三一七三番地一	
"	立花 恒男	大字藤原四四六七番地	
"	阿南 節夫	大字藤原七六八番地	
"	河野 文男	大字藤原三九〇七番地二	
"	渡邊 良秋	大字藤原三五一七番地	
"	吉野 広巳	大字藤原三九七七番地	
"	緒方 郁弘	大字藤原四三〇二番地	
"	利光 多架視	大字藤原二四五五番地	
監事	芝尾 慎太郎	大字藤原一四一七番地	
"	後藤 嘉信	大字藤原三五五六番地	

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

印刷物（県広報誌 新時代おおいた）（年間単価契約）

二 予定発行部数 四十八万二千部×六回  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県会計管理局用度管財課  
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日  
平成二十九年四月三日

四 落札者の氏名及び住所  
佐伯印刷株式会社 代表取締役 平岩 禎一郎

五 大分市大字古国府一一五五番地の一  
落札金額

六 二・五四八八円（二頁当たり）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
契約の相手方を決定した手続

七 一般競争入札  
一般競争入札の公告をした日  
平成二十九年二月十七日

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量  
再生P P C 複写紙 A 4（年間単価契約）

二 予定数量 二万二千二百二十四箱（一箱 二千五百枚）  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

三 大分県会計管理局用度管財課  
大分市大手町三丁目一番一号  
落札者を決定した日

四 平成二十九年四月四日  
落札者の氏名及び住所

五 大分事務器株式会社 代表取締役 安 達 茂  
大分市花津留一丁目十三番三号

六 落札金額  
千三百十七・六円（二箱当たり）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年二月十七日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

総合情報ネットワーク基幹機器等一式

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下

「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問い合わせ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成二十九年六月六日（火曜日）から同月十六日（金曜日）までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2017.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要

平成二十九年六月六日

大分県報（公告）

と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後二年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないものとする。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 告示第二条の各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
- (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
- (四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合
- (五) 印刷の請負において、契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判明した場合
- ② ①により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成29年6月6日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び数量  
総合情報ネットワーク基幹機器等一式
- (2) 納入期限  
平成29年11月17日（金）
- (3) 納入場所  
大分県知事が指定する場所
- (4) 契約期間  
平成29年12月1日から平成35年10月31日までの長期継続契約とする。

ただし、納入期限は上記②のとおり平成29年11月17日とし、平成29年11月18日から平成29年11月30日までの間は試験利用期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、リース・レンタルとしての業種登録を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から下記①に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となつてい事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) この調達に係る仕様書に基づき、大分県知事に機能等証明書を提出し、本入札への参加を認めることについて、通知を受けた者であること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
上記②の②に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

平成29年6月6日（火）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入

<p>札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—506—2957 大分県ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/hyusatsu2017.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/hyusatsu2017.html</a></p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県商工労働部情報政策課地域情報化推進班</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県商工労働部情報政策課地域情報化推進班 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—506—2069</p> <p>(2) 日時 平成29年6月6日(火) から同年7月18日(火) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで。</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県商工労働部情報政策課地域情報化推進班 (2) 提出期限 平成29年7月19日(水) 午前10時00分 時間厳守</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館7階71会議室 (2) 日 時 平成29年7月19日(水) 午前10時00分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p>	<p>10 入札保証金に関する事項 見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>1 契約金額(年額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したものの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他 この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary (1) Nature and quantity of the products to be rentend One set of General Information Network Mission-critical Equipments</p>
--	---

(2) Delivery Deadline

November 17, 2017

(3) Delivery Place

The place that Governor of Oita appoints

(4) Time limit for tender

10:00 a.m. July 19, 2017

(5) Management Bureau Address

Property Management Division

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2069